基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年五月二十三日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年五月三十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年五月八日

新潟県三条市中野原四五六番地

株式会社スノーピーク

代表取締役　山井　太

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年五月八日

札幌市白石区流通センター七丁目三番五号

札幌花き園芸株式会社

代表取締役　荒木　隆二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効になります。

平成二十五年五月八日

東京都千代田区丸の内一丁目三番一号東京銀行協会ビル

ダイレクトソリューションズ株式会社

代表取締役　ヘンリー・タン

限定承認公告

本籍宮城県仙台市青葉区八幡七丁目三八番地、最後の住所宮城県仙台市泉区天神沢一丁目八番三号　被相続人　亡　菅野　栄一

右被相続人は平成二十四年十月三日死亡し、その相続人は平成二十五年四月二十二日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月八日

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目一〇番三三―二〇三号

限定承認者武川のぶ子

成年後見人　阿部　正実

限定承認公告

本籍茨城県土浦市桜町四丁目三一七六番地、最後の住所茨城県土浦市中高津一丁目一四番一号　被相続人　亡　小松﨑邦保

右被相続人は平成二十四年十二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十五年四月十九日水戸家庭裁判所土浦支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月八日

茨城県土浦市中高津一丁目一四番地一号

相続財産管理人　小松﨑朝之

新規信託分割の公告

松下興産株式会社（現商号豊秀興産株式会社）及び住友信託銀行株式会社（現商号三井住友信託銀行株式会社）間の平成十四年二月二十二日付不動産管理処分信託契約書（A号）に基づき設定された信託を、平成二十五年六月十日付で新規信託分割しますので公告します。

なお、右の信託は、平成二十五年四月二十五日付で、適用される法律を信託法（平成十八年法律第一〇八号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第一〇九号）の規定による改正後の法律にする合意をされた信託といたします。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託についての信託契約の当事者

当初委託者

大阪府大阪市北区西天満四丁目四番一八号

豊秀興産株式会社

委託者（受益権の譲渡を受けたことに伴い当初委託者の地位を承継した委託者）兼受益者

大阪府大阪市北区堂島浜一丁目四番四号

ＭＩＤリート投資法人

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

二、従前の信託についての信託の年月日及び従前の信託において作成された財産状況開示資料等

松下興産株式会社（現商号豊秀興産株式会社）及び住友信託銀行株式会社（現商号三井住友信託銀行株式会社）間の平成十四年二月二十二日付不動産管理処分信託契約書（A号）（その後の変更を含む。）

なお、従前の信託の年月日は、右記記載の契約締結日と同日です。また、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の信託の信託財産責任負担債務及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みに関する事項

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―三七三四

平成二十五年五月八日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所

東京都港区芝三丁目三三番一号

支配人　千葉　達也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億六千六百七十七万九千八百二十六円減少し、金二百四十四億二千三百三十三万三千九百七十四円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s03095-b0a34/s03095_10.pdf

平成二十五年五月八日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

エムジージェイワン特定目的会社

取締役　本郷　雅和

優先資本金の額の減少公告

当社は、平成二十五年五月八日付取締役決定をもって、優先資本金の額を二千二百万円減少して、金九億八百五十万円とし、発行済第二回優先出資総口数九百十一口を一口に対して金五十万円をもって四十四口有償消却して、八百六十七口にすることとしましたので、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は、左記に開示しております。

http://www.web-kokoku.jp/a/espace2/espace2.html

平成二十五年五月八日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

特定目的会社エスパス2号

取締役　福永　隆明

正　誤

ページ	段	行	誤	正
環境省告示第三十三号（特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件）（原稿誤り）				
一二六	下	終りから七	別表第二の	別表第三の
一二七	上	二三	別表の第三	別表第三の
〃	〃	二七		
平成二十五年四月三日人事異動欄人事院の部（原稿誤り）				
一二三	下	三	平成43年	平成４年
一〇ページ三段九行目と一〇行目の間に次を加える。				
公務員研修所教授の併任を解除する				
同ページ同段一四行目の「転任させる」は「配置換する」の誤り。				
平成二十五年四月一日（号外第六十九号）官庁報告欄国家試験の部（平成二十五年度法務省専門職員（人間科学）採用試験公告（人事院））（原稿誤り）				
一四三			六被相続人　亡　上来	被相続人　亡　上来
平成二十五年四月二日掲載の前橋家庭裁判所に係る平成二十五年（家）第六六号相続財産管理人の選任中（原稿誤り）				
一四三			木	木

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月八日付第九五号六四ページ

ージ●同日付政府調達第八三号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）